本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第一一九号）（財務省）

一　所得税関係

1　被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、個人が有する土地等に係る換地処分により被災市街地復興特別措置法第一五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等を取得した場合には、一定の要件の下、取得価額の引継ぎにより課税を繰り延べる等の措置を講ずることとした。（第一一条の四関係）

2　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域内において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等について、公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合には、一定の要件の下、五、〇〇〇万円特別控除の特例等を適用する措置を講ずることとした。（第一一条の五、第一八条の八及び第二六条の八関係）

3　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等について、当該事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合には、一定の要件の下、五、〇〇〇万円特別控除の特例等を適用する措置を講ずることとした。（第一一条の五、第一八条の八及び第二六条の八関係）

4　特定住宅被災市町村の区域内の土地等が、この法律の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に、東日本大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合について、二、〇〇〇万円特別控除の特例を適用する措置を講ずることとした。（第一一条の五、第一八条の八及び第二六条の八関係）

5　特定被災市街地復興推進地域内にある土地等が、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、一、五〇〇万円特別控除の特例を適用する措置を講ずることとした。（第一一条の五、第一八条の八及び第二六条の八関係）

㈠　被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合

㈡　被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に相当する土地等の部分の譲渡があった場合

6　次に掲げる事業に係る土地等を独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社に買い取られる場合について、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を適用する特例等を定めることとした。（第一一条の五、第一八条の八及び第二六条の八関係）

㈠　特定被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業

㈡　特定住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業

7　居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後七年（改正前三年）を経過する日の属する年の一二月三一日までの間に延長する措置を講ずることとした。（第一一条の六関係）

8　居住用財産及び特定の事業用資産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換資産等を予定期間内に取得等をすることが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を二年の範囲内で延長する措置を講ずることとした。（第一二条の二関係）

9　東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった居住者が住宅の再取得又は増改築等をした場合には、当該滅失等をした住宅に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と当該再取得又は増改築等をした住宅に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を重複して適用できるものとし、その年における税額控除額はそれぞれの特例による税額控除額の合計額とすることとした。（第一三条関係）

10　東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋を居住の用に供することができなくなった居住者が、一定の住宅の新築若しくは取得又は増改築等をし、居住の用に供することができなくなった日から平成二五年一二月三一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る税額控除額を次の住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率により計算する特例措置を講ずることとした。（第一三条の二関係）

居住年	平成二三年	平成二四年	平成二五年
住宅借入金等の年末残高の限度額	四、〇〇〇万円	四、〇〇〇万円	三、〇〇〇万円
控除率	一・二パーセント	一・二パーセント	一・二パーセント

11　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、東日本大震災復興特別区域法に規定する指定会社で平成二八年三月三一日までに同法の規定により指定を受けたものにより発行される株式（その指定の日から同日以後五年を経過する日までの間に発行されるものに限る。）を払込みにより取得をした場合には、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例による寄附金控除を適用することができることとした。（第一三条の三関係）

二　法人税関係

1　東日本大震災復興特別区域法の制定に伴い、次の措置を講ずることとした。

㈠　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度を次のとおり創設することとする。（第一〇条の二、第一七条の二及び第二五条の二関係）

(1)　東日本大震災復興特別区域法の規定により同法の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が、同法の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に、その認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供する機械装置、建物等及び構築物（建築物整備事業にあっては、一定の建物等）の取得等をして、その復興産業集積区域内において産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した場合には、その減価償却資産の取得価額の一〇〇分の五〇（建物等及び構築物については、一〇〇分の二五）相当額の特別償却と一〇〇分の一五（建物等及び構築物については、一〇〇分の八）相当額の特別税額控除との選択適用ができる。ただし、特別税額控除額については当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、控除限度超過額については四年間の繰越しができる。なお、同法の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に、産業集積事業用機械装置の取得又は製作をして、その復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供した場合における特別償却限度額は、産業集積事業用機械装置の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

(2)　東日本大震災復興特別区域法の規定により同法の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が、同法の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に、その認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供する左記2の被災者向け優良賃貸住宅の取得又は建設をして、その復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供した場合には、その被災者向け優良賃貸住宅の取得価額の一〇〇分の二五相当額の特別償却と一〇〇分の八相当額の特別税額控除との選択適用ができる。ただし、特別税額控除額については当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、控除限度超過額